

(問) 「退院・退所加算Ⅲ」を算定するにあたっては、利用者の入院中に病院等の職員からの情報収集を3回以上行い、うち1回以上がカンファレンスである必要があるが、当該カンファレンスはケアマネジャー以外に3職種（医療職等）以上の出席が必要となるのか。

(答)

「退院・退所加算Ⅲ」の算定要件として、病院で開催されるカンファレンスが診療報酬上の「退院時共同指導料2の注3」の要件を満たす必要があり、「退院時共同指導料2の注3」には、「入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を担う保健医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と協働して指導を行った場合（退院時共同指導料2を算定できる）」とある。

したがって、「退院・退所加算Ⅲ」の要件を満たすためには、カンファレンスにおいてケアマネジャーを除いた3職種以上の出席が必要となる。

担当：大和市健康福祉部

介護保険課事業者指導担当

TEL046-260-5170